

県 政 経 営 会 議
平成 2 0 年 (2008年) 5 月 13 日
人 権 施 策 推 進 課

滋 同 本 第 7 号
平成 20 年 (2008年) 5 月 1 日

各 関 係 部 課 (局) 長
南 部 振 興 局 長
各 地 域 振 興 局 長
教 育 委 員 会 教 育 長 } 様

滋 賀 県 同 和 対 策 本 部 長

平成 2 0 年 度 同 和 行 政 の 推 進 に つ い て (通 知)

同和問題の早期解決を図るため、昭和 4 4 年制定の「同和対策事業特別措置法」以降、三度にわたる特別法が制定され、約 3 3 年の間、特別対策により総合的に取り組んできたところである。

その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。このことから、平成 1 4 年 3 月末日をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したところである。

しかし、このことは平成 8 年 5 月の地域改善対策協議会意見具申でも明らかかなように、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。平成 1 4 年度以降は、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、所要の一般対策を講じていくことによって同和問題の早期解決を図っていくこととしているところである。

今年度も引き続き、同和行政施策の推進にあたっては、平成 9 年度に策定した「今後の同和行政に関する基本方針」の趣旨を十分に踏まえつつ、特に下記の事項に留意の上、同和問題の早期解決に向けて、積極的・効果的な事業執行に全力を挙げて取り組まれない。

記

1 . 基本的事項

同和問題の早期解決にあたっては、関係部局が個別に取り組むだけでな

く、県行政の各分野にわたって、常に同和問題の早期解決の視点を持って、取り組む必要がある。

各部局においては、従来にも増して、行政の主体性と公正性を確保しつつ、所管事業について適正な施策運用に努めること。

さらに、市町に対しても、適正な施策運用が図られるよう引き続き助言等に努めること。

特に、今年度から「新たな財政構造改革プログラム」がスタートしたところであるが、「今後の同和行政に関する基本方針」にも明記されているように、特別対策から一般対策への移行にあたり既存の一般対策を改善した施策や、新たに創設された施策はもちろんのこと、その他の関連する一般施策の更なる活用を図ることが必要である。そのため、これら施策の実施にあたっては、関係部局が横断的な連携を図るとともに、より一層の工夫を図ること。

なお、教育・啓発の分野にあつては、平成16年3月に策定した「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」との関連に十分留意しつつ、関係施策の推進に努めること。

2. 個別的事項

(1) 各施策の推進

各施策の推進にあつても、同和問題の解決という視点を常に念頭に置いて実施することが重要である。

環境改善に関する整備事業については、地域の状況、ニーズを的確に把握し、既設施設の改善等きめ細やかな対応に努めること。

産業の振興や雇用の促進等を図るための施策にあつては、住民の自主的な努力を支援し、自立意欲の向上を基調に、効果的な施策の展開に努めること。

とりわけ、就業対策の分野については、公共職業安定所等の関係行政機関との連携と協力のもとに、施策推進に努めること。

教育・文化の向上を図るための施策については、住民の自主的・主体的な取り組みの促進に努めるとともに、人権教育推進の観点を踏まえ、創意・工夫を促すこと。

福祉・保健に関する施策については、それぞれの分野における課題を踏まえた対応に配慮すること。

こうした取り組みを進める上で、地域総合センターが果たす役割も大きいことから、同センターとの連携を緊密にしながら、より効果的な事業の実施に努めること。

なお、地域総合センターについては、福祉の向上や人権啓発の住民交

流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域の実態や住民のニーズに応じた運営が、より一層図られるよう助言等に努めること。

(2) 啓発活動の積極的な推進

県民の同和問題に対する理解は徐々に浸透しつつあるものの、平成18年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果からは、同和問題解決に向けての思いや解決方法の問いに対し、「もう誰も差別していないので、同和問題は存在しない」と答えた人が9.4%、「同和問題など口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」と答えた人が17.5%いるなど、依然として誤った理解や考え方を持つ人がいることがうかがえる。また、県内における差別事象は依然として発生しており、特に、差別落書き、インターネット掲示板への差別書き込み、同和地区問い合わせなど、悪質な事象が跡を絶たない。

このため、あらゆる機会を通じて同和問題に対する県民の正しい理解と認識を深め、実践に結びつく気運を醸成するため、啓発活動の内容や手法について、さらに創意と工夫を凝らし、効果的な展開に努めること。

特に、広域的かつ集中的な取り組みにより、効果的な啓発事業の推進を図るために設けている同和問題啓発強調月間、企業内同和問題啓発強調月間等の展開においては、市町および関係機関や団体との連携による県民総ぐるみの取り組みとなるよう努めるとともに、これらに呼応した啓発活動を各部局においても積極的に推進すること。

また、各部局の所管業務等に関わる各種の講習会や研修会等の実施にあたっては、同和問題についての研修を計画的に取り入れること。

さらに、各部局が所管する公共的団体等に対しても、社会的役割や責任についての自覚を促し、それぞれの設立目的や活動の特性に応じ、役職員や構成員等に対する研修や啓発が自主的かつ継続的に実施されるよう、一層の指導と助言に努めること。

なお、差別事象については、関係行政機関・団体との適切な連携のもと、真に社会性のある取り組みの中で、その発生の要因、背景や問題点を明らかにし、その教材化を図るなど、今後の啓発活動に活かしていくこと。

(3) 同和教育の積極的な推進

同和教育については、「同和教育基本方針」に基づき就学前教育、学校教育、社会教育等あらゆる分野において推進を努めてきたところであり、さらに「人権教育推進プラン」に基づき、人権教育という広いステージの中で同和教育を位置付け、教育課題を解決していく取り組みを推

進してきたところである。

しかしながら、課題が地域によって多様化してきており、差別発言や差別落書き、採用選考における不適正質問等が跡を絶たず、インターネットによる差別書き込みなどの事象も増えてきている。

このような状況の中、課題の解決や差別意識の解消に向けて、教育の果たす役割が重要であることから、同和教育を地域・職場・家庭・学校のあらゆる場面において展開し推進すること。

学校・園（所）においては、家庭や地域社会、校種間の緊密な連携のもとに、幼児、児童生徒の発達段階に即して、同和問題をはじめ様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の実践的態度を育成する中で、一層の充実を図ること。

さらに、児童生徒の生活と学力を高め、進路を保障するという観点については、重い課題をもつ児童生徒に対するきめ細かな支援とともに、学校、家庭、地域社会が一体となった取り組みを推進しつつ、地域総合センター等関係機関との連携に努めること。

また、社会教育の取り組みにおいては、県民自らが同和問題をはじめ様々な人権問題を学びつつ、その解決に主体的に取り組むとともに、地域ぐるみの活動に発展するよう、その内容や手法に一層の創意と工夫を凝らし、効果的な展開を図ること。

（４）県職員および教育関係職員の人権意識の高揚

公務員すべてが同和問題はもちろんのこと、あらゆる人権問題の本質を把握し、共通の認識を持ってそれぞれの行政分野で適切な対応を行うことは、同和問題を国民一人ひとりの問題とし、これを解決していくための第一歩である。

平成13年4月には、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をめざして、県と県民がそれぞれ主体的な取り組みを進めるため、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、さらに、平成15年3月には、県が各種の政策を決定し、それを具体的な施策の形で実施していくすべての段階において準拠すべき基本的な考え方を示した「人権施策基本方針」を策定した。県職員や教育関係職員は、この条例や基本方針の趣旨を絶えず念頭に置きながら仕事を進めていくことが必要である。

このため、県職員や教育関係職員は、同和問題について一層の理解と認識を深めるとともに、常に人権感覚を研ぎ澄まし、人権尊重の視点にたった日常業務の遂行を図ることはもとより、地域活動等の場においても住民の範となるべく、率先して実践に努めること。

さらに、それぞれの職場における研修においては、職員の自覚を促す

とともに、より実践につながるよう地域に学ぶなど創意と工夫を凝らすこと。

(5) えせ同和行為の排除

何らかの利権を得るために同和問題を口実に不当な圧力をかける、いわゆる「えせ同和行為」は、その行為自体が問題とされ、排除されるべきものであるだけでなく、同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となることから、こうした行為に対しては毅然とした態度で対応すること。

最近でも、書籍等物品の購入要求や許認可等の便宜要求等の事例が発生しており、関係機関や団体等に対してもこの旨指導を徹底するとともに、適切な情報提供に努めること。